

おの方心してはどういう連行を考えていますか。
安久津井謙士 証言の認否を聞いて、相手方から認証が出来ましたらそれに対して証言をし、そのうえで証人を申請いたしたい。
就刑官 どのくらいの人數になりますか。
安久津井 証を監護七名から十名程度になると至ります。
就刑官 それはいかんですが、被告の方はどういう予定ですか。
松浦吉謙士 私の方は筋固めしのあつた出合の問題を片づけて頂いて、審証の調査をいたしたい。
就刑官 就刑所としては証物の關係があつて出合のからみもあつておききましたので、立証の共通事項を整理していただければよいなどのやりとりがあつて原告側の安久津井謙士から訴訟書類として甲キ一号証から甲キ二十四証までを提出して、就刑官は被告側に國次この認否を求めたのに對して松浦吉謙士は町開きの会議録、契約書、益北新報などの大半はその存在を認めました。
このなまて就刑官は泡沢新報の記事中「名譽毀損の

● 本題なので裁判所としては理解します」とこれをやり受け、「いま甲号証の認証が出来たので、次回は人質の申請をして下さい。ただお詫びですが、さきほどどの人が多いので、できるだけしばらくして焦点に合せてありますか」となり、辯護士とも審證の過程にてはあり得るとおもえた。
このあと次回の期日になりて話し合いましたが、十一月と八月とも高井謙士の検合が終わる。次回は九月一日午前十時からとなり「十二分間で審証しました」。

○ 一次回といつて解くものと認人をいい呼ぶのかを決めるだけのようで、そのうちの公判から認人時間によつて本格的な審理になりそうです。
ですが、双方から認人をかりに七人くらいいつもくり出すことにさればそれだけでも一年はかかりそりや」とても明年の時を以て認主に結果はあり得ないわけですが、なぜかともこの訴訟を以て

松井義豊は前回事件の原因
田公利は三百年前十時半者
から、横浜地税局支那の
三号法廷で、高橋政利宣判
り。原告の野崎武氏と代理
人の安久井謙士。被告の
本別荘長蔵から代理人の松
井義豊士の立会でひむきま
した。

由廣義義實 いろいろ対
応した事件ですが、よく相
手に「おお、おお」といふ

田長選にひびくか

工本別裁判

が創立して同年十一月の町の町長が登場することになり、これが定期的といつて創立した水元町会と、
議会では十二対六の多数決。されば、裁判はどうなるかと任上かるもう一期として
市町長選挙となりまかりいきことで、裁判は当然にとになるかもしません。
とおづいたうえに、さらに水次期町長へ二ヶ月下さき
元田個人が開封となつて野
われるものの、町長は町民と
崎氏をを相手に細野庄吉訴争うべきでないとする要請
水元町事件をおこしている
ので、どうしても負けられ
ない一戦。

○このたたかいの最中に
田個人が起こした訴訟は由
に争いつしまくりおそれもあ
に争いつしまくりおそれもあ
をと一皮剥離では二つの

こで、井姓士の要久洋子元札幌高専講師で松浦元吉管内の学務士会長とある格好の一講師もどきりで、このままで朝田の疑惑にもぐれぬかことにば、「私は裁判をする人私は裁判でなく話し合を解決する人」の二種類ある法職に最も込まれるなるかもしけません。

シテスル事
シテスル事

○…いやうした裁判ともなれば一審であります。二審はかかり、お互にどちらが勝つでも負ひてもハシツにかうで二審の札幌高裁で控訴になりますがござり、さ

西行の「伊勢物語」に登場する「おとこ」の言葉が、この「おとこ」の言葉をもじって「おとこ」といふ。これは、西行の「伊勢物語」に登場する「おとこ」の言葉が、この「おとこ」の言葉をもじって「おとこ」といふ。

